

令和2年度

高 知 県 の 監 査

～令和2年度監査結果等のまとめ～

令和3年3月

高 知 県 監 査 委 員

目 次

1	定期監査	1
2	財政的援助団体等の監査	6
3	行政監査	7
4	住民監査請求に基づく監査	8
5	決算審査	8
	(1) 歳入歳出決算審査	8
	(2) 公営企業会計決算審査	9
6	基金運用状況審査	11
7	健全化判断比率及び資金不足比率審査	11
8	現金出納検査	12
9	参考	13
	(1) 令和元年度監査委員	13
	(2) 過去3年間の状況	13

1 定期監査

(1) 対象機関

本庁109機関、出先機関125機関、合計234機関に対して、財務に関する事務の執行が適切か、効果的に行われているかなどの視点から監査を実施した。

委員監査 実地監査：195機関
書面監査：39機関

(2) 委員監査の実施期間

出先機関 令和2年9月4日～令和3年2月26日
本庁 令和2年7月20日～8月31日

(3) 監査の結果

監査を実施した234機関のうち、本庁73機関、出先機関46機関の計119機関で改善を求める事項等が認められた。その他の115機関では、改善を求める事項等に該当する事項がなく、おおむね適正に事務が行われているものと認められた。

改善を求める事項等の件数は、前年度の241件から249件に増加している。内訳としては、強く改善を求める事項が36件から42件に、改善を求める事項は204件から207件に増加している。また、検討事項は1件から0件に減少した。

ア 事務区分別（表1、表3）

改善を求める事項等の事務区分別の件数は、契約事務が90件（36.1%）と最も多く、次いで支出事務が87件（34.9%）、収入事務が27件（10.8%）、サービス管理事務が16件（6.4%）となっている。

(ア) 本庁

強く改善を求める事項は30件で、主な内容は、「契約書等の不備（仕様書等の添付漏れ）」、「支出負担行為の遅延」などである。

また、改善を求める事項は121件で、主な内容は、「補助金の交付決定の遅延」や「補助金交付要綱で定めた書類の提出漏れ」など支出事務が51件と最も多く、「契約書で契約後に提出する旨を定めた書類の受領漏れ」や「契約書等の不備（遅延利息等の誤り）」など契約事務が次いで39件となっている。

(イ) 出先機関

強く改善を求める事項は12件で、主な内容は、「収入調定の遅延」、「契約書等の不備（仕様書の添付漏れ）」などである。

改善を求める事項は86件で、主な内容は、「契約書等の不備（遅延利息等誤り）」や「契約書で定めた書面の通知漏れ、」など契約事務が32件と最も多く、次いで「支出負担行為の遅延」や「常時資金残高報告書の記載誤り」など支出事務が19件、「収入調定書の不備」などの収入事務が12件となっている。

イ 部局別件数（表2）

部局別の件数では、土木部が41件と最も多く、次いで教育委員会が40件、農業振興部が27件、健康政策部が21件となっている。

表1 事務区分別改善を求める事項等

	事務区分	強く改善を求める事項)	改善を求める事項	小計	検討事項	計	構成比
本庁	収入事務	1	12	13		13	8.6%
	支出事務	14	51	65		65	43.0%
	契約事務	13	39	52		52	34.4%
	財産・物品管理	2	7	9		9	6.0%
	サービス管理		7	7		7	4.6%
	給与・旅費支給事務		3	3		3	2.0%
	庶務関係事務		2	2		2	1.3%
	その他の事務						0.0%
	令和2年度計	30	121	151	0	151	100.0%
	令和元年度計	21	131	152	1	153	
出先機関	収入事務	2	12	14		14	14.3%
	支出事務	3	19	22		22	22.4%
	契約事務	6	32	38		38	38.8%
	財産・物品管理		4	4		4	4.1%
	サービス管理		9	9		9	9.2%
	給与・旅費支給事務	1	5	6		6	6.1%
	庶務関係事務		4	4		4	4.1%
	その他の事務		1	1		1	1.0%
	令和2年度計	12	86	98	0	98	100.0%
	令和元年度計	15	73	88	0	88	
全体	収入事務	3	24	27		27	10.8%
	支出事務	17	70	87		87	34.9%
	契約事務	19	71	90		90	36.1%
	財産・物品管理	2	11	13		13	5.2%
	サービス管理		16	16		16	6.4%
	給与・旅費支給事務	1	8	9		9	3.6%
	庶務関係事務		6	6		6	2.4%
	その他の事務		1	1		1	0.4%
	令和2年度計	42	207	249	0	249	100.0%
	令和元年度計	36	204	240	1	241	

表2 部局別改善を求める事項等

部局別	機関数	強く改善を求める事項	改善を求める事項	検討事項	計
知事部局	総務部	20	3	14	17
	危機管理部	4	1	3	4
	健康政策部	14	1	20	21
	地域福祉部	12	3	16	19
	文化スポーツ部	9	4	9	13
	産業振興推進部	7	2	6	8
	中山間振興・交通部	3	1	2	3
	商工労働部	11	3	11	14
	観光振興部	4	1	6	7
	農業振興部	22	5	22	27
	林業振興・環境部	16	2	3	5
	水産振興部	6	2	7	9
	土木部	19	8	33	41
	会計管理局	2			
小計	149	36	152	188	
教育委員会	64	3	37	40	
公営企業局	4	2	11	13	
警察本部	13	1	4	5	
その他の機関	4		3	3	
令和2年度計	234	42	207	0	249
令和元年度計	234	36	204	1	241

表3 改善を求める事項等の概要

区分	事務区分	件数	主な内容
強く改善を求める事項	本庁	収入事務	1 収入調定の遅延
		支出事務	14 立替払 支出負担行為の遅延 補助金要綱の改定及び交付決定遅延 補助基準額を上回る経費に補助金を交付 事業終了後の交付決定の増額変更 補助金の交付決定の遅延 補助金の算定根拠の誤りを修正させないまま、交付決定及び額を確定 常時資金の精算遅延及び第2四半期分の残高報告書の提出遅延 補助金の実績報告書の提出遅延 審査委員への報償費の支出の年度超え 補助金の変更に係る申請書類の提出漏れ
		契約事務	13 契約書等の不備(仕様書等の添付漏れ) 契約を辞退したのものとして取り扱われるべき業者との契約締結 2回目の変更契約時に日付を遡及して差し替え、1回目の変更契約書を破棄 請書による長期継続契約 契約書に必要な条文の漏れ 協定書への事業計画書の添付漏れ 契約書の未作成 検査の遅延
		財産・物品管理事務	2 郵便切手類等出納簿の未作成 売却済みの土地の使用料徴取
	出先機関	収入事務	2 事務処理の遅れによる収入調定の遅延
		支出事務	3 支出負担行為を行わずに交付決定 年度越え(過誤納金の歳出での返還) 年度越え(請求漏れ分の支出)
		契約事務	6 契約書等の不備(仕様書の添付漏れ) 請書の未徴取 契約書のページの落丁予定価格調書の未作成 契約書への仕様書添付漏れ 中間検査の未実施

		給与・旅費支給事務	1	旅費の未支給
改善を 求める 事項	本庁	収入事務	12	収入調定書の不備、収納現金の払込遅延
		支出事務	51	交付決定の遅延、補助金交付要綱で定めた書類の提出漏れ、支払遅延
		契約事務	39	契約書で契約後に提出する旨を定めた書類の受領漏れ、契約書等の不備(遅延利息等誤り)、契約変更手続の漏れ、遅延、誤り
		財産・物品管理事務	7	郵便切手類等出納簿の記帳漏れ及び記載誤り
		サービス管理事務	7	会計年度任用職員の休暇の付与日数誤り、旅費不支給の旅行の出勤簿への出張表示漏れ
		給与・旅費支給事務	3	食糧費等と旅費との調整漏れ
		庶務関係事務	2	自家用車登録簿の更新漏れ、不適切な公印管理
	出先 機関	収入事務	12	収入調定書の不備
		支出事務	19	支出負担行為の遅延、常時資金残高報告書の記載誤り
		契約事務	32	契約書等の不備(遅延利息等誤り)、契約書で定めた書面の通知漏れ、契約書で定めた書面による承諾漏れ
		財産・物品管理事務	4	外部記録媒体等利用簿の記載漏れ
		サービス管理事務	9	会計年度任用職員の休暇日数の付与誤り、月例報告の誤り
		給与・旅費支給事務	5	手当(通勤手当等)の支給誤り
		庶務関係事務	4	自家用車登録簿の作成漏れ、更新漏れ、不適正な公印の使用
			その他の事務	1

2 財政的援助団体等の監査

(1) 監査の対象団体及び実施期間

令和2年11月30日から令和3年1月18日までの間に、表4のとおり、出資団体8団体、指定管理者6団体（9施設）及び補助金等交付団体5団体の計15団体（再掲4団体を除く。）に対して監査を実施した。

(2) 監査の結果

15団体の出納その他の事務の執行について、指摘する事項は特に認められなかった。

表4 監査の実施団体

区 分	団 体 名
出資団体	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
	とさでん交通株式会社
	公益社団法人高知県種苗センター
	公益社団法人高知県青果物基金協会
	こうち名高山ソーラーファーム株式会社
	こうち・ひだかメガソーラー株式会社
	こうち・しみずメガソーラー株式会社
指定管理者	情報交流館ネットワーク (対象施設：森林研修センター情報交流館、月見山こどもの森)
	株式会社双葉造園 (対象施設：池公園、室戸体育館、室戸広域公園)
	株式会社ヤ・シィ (対象施設：手結港海岸緑地公園)
	特定非営利活動法人たびびと (対象施設：塩見記念青少年プラザ)
	入交グループ高知公園管理組合 (対象施設：高知公園)
	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団（再掲） (対象施設：こうち男女共同参画センター)
	一般社団法人高知県私学退職金社団
補助金等交付団体	一般社団法人高知県トラック協会
	とさでん交通株式会社（再掲）
	公益社団法人高知県青果物基金協会（再掲）
	情報交流館ネットワーク（再掲）

(注) 監査の対象（対象団体等の総数）

- ・出資団体：県の出資率が25パーセント以上の団体（40団体）
- ・指定管理者：県が指定管理者として指定した団体（25団体、対象施設：39施設）
- ・補助金等交付団体：県が令和元年度に1件1千万円以上の交付をした団体

3 行政監査

令和2年度は、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査のテーマ

委託業務における入札保証金及び契約保証金に関する事務の状況について

(2) 監査の実施期間

令和2年8月26日から令和3年3月26日まで

(3) 監査の目的

高知県契約規則及び通知（高知県契約規則の施行について）に規定されている入札保証金及び契約保証金の額及び納付の免除、並びに納付に代わる担保については、規定に基づく運用がされているのか、必ずしも明らかでない。

このため、今回、制度の運用状況について、より詳細な監査を行うことで実態を明らかにし、適切かつ効率的な執行に資することを目的とした。

(4) 監査の結果

監査した限りにおいては、入札保証金及び契約保証金に関する事務の執行が、法令に適合せず、正確に行われていない事例が多数認められた。

(5) 主な意見

保証金免除事務については、法令に適合して正確に行われているとは認められないため、改善が必要である。各機関は、法令に沿って適切な徴収、免除及び返還事務が行われるよう、職員に周知徹底し、特に管理職員は十分に注意して決裁等の事務を行うよう求めた。

会計管理課は、入札参加資格者名簿に登録されていることをもって、保証金免除の根拠とはならない旨を、周知徹底するよう求めた。

免除要件である契約実績を実際に確認したかどうか検証できないもの、同一の機関の中でも事業ごとに確認方法や書類の添付状況が異なる事例が散見されたため、他県等の事例を、事務改善の参考とするよう求めた。

総務事務センター及び管財課は、入札参加資格者名簿に過去の契約実績を付加すること等も検討するよう求めた。

各機関においては、契約規則第40条第2号は慎重に適用するよう求めた。

4 住民監査請求に基づく監査

令和2年度には住民による監査請求がなかった。

5 決算審査

(1) 歳入歳出決算審査

令和元年度の高知県歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入及び支出に関する事務、財産の管理等財務に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、引き続き適正な執行を求めるため、次のとおり意見を付した。

ア 行財政運営

- ・ 行財政運営については、これまでの取組を継続するとともに、長期化が予想される新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、対策を引き続き、迅速かつ的確に講じていけるよう、全国知事会などとも連携し、国に対して積極的に政策提言をしていく必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により税収等の自主財源の減少が見込まれるため、事務事業のなお一層のスクラップアンドビルドに取り組み、限られた予算が効率的、効果的に執行されるよう努められたい。
- ・ 臨時財政対策債は、国から元利償還金の財源保障があり実質的には地方交付税として扱われているとはいえ、累積した県債残高は、公債費の増加による財政構造の一層の硬直化を招くことから、引き続き中長期的な財政健全化を見通した公債費の平準化に努めることを求める。
- ・ 安定的な財政運営に必要な地方交付税等の確保・充実は極めて重要であることから、今後とも必要な財源の確保に向けて、国に対し強く働きかけられたい。
今後の財政運営においては、引き続き、財政調整基金及び減債基金の取崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立を図り、財政健全化に向けた取組を積極的に推進することを望む。

イ 収入未済対策

- ・ 個人県民税については、引き続き関係機関との連携を強化し、市町村への積極的な支援に努められたい。
- ・ 自動車税については、引き続き、これまでの納税対策を充実させるとともに、納税者のさらなる利便性向上に向け、電子決済等による納付に取り組むなど、納税環境の整備の充実に努められたい。
- ・ 今後とも、他の税目も含め滞納の未然防止のための納期内納付を推進することや、滞納整理を通じて税の公平性・公正性の確保を図ることにより、県税収入の確保に努められたい。
- ・ 税外未収金の対策には、税務課に設置されている税外債権対策室の主導により、長期滞納債権への全庁的な取組が行われているところであるが、引き続き、債務者の生活状況や経営状況などの実態を把握し、債権の種類・性質などに応

じた適切な収入未済の管理・回収がなされるよう努められたい。

また、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 事務執行

- ・ 事務担当者は、常に業務に必要な知識等の習得に努め、法令等にとつた事務処理を徹底する必要がある。また、上司は漫然と決裁を行うことなく、誤りがないか精査するという認識を改めて持つべきである。

立替払については、昨年度に引き続き本年度も同様の事例が認められたことから、今後、このような不適切な事例が発生しないよう、改めて職員に立替払が認められていないことを周知徹底するとともに、資金前渡を活用した適切な支払方法を検討するべきである。

- ・ 会計管理局や各部局においては、実践的な研修や事務指導を実施してきているが、依然として不適切な事務処理が多く見られる状況である。内部統制の導入を契機として、どこにリスクがあり、どうすれば不適切な事務処理の未然防止につながるのかを検討し、対応策を講じることを期待する。
- ・ 令和元年度は、上記項目でも述べたように、県有財産でない土地に対する貸付契約の締結等の事例も見られたことから、財産管理の重要性の意識を喚起するとともに、チェック体制を充実させるなど適正な財産管理の実施を求める。

(2) 公営企業会計決算審査

令和元年度の高知県電気事業会計、高知県工業用水道事業会計及び高知県病院事業会計の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠し、かつ、会計原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業もその目的に沿って運営されているが、より一層の安定経営及び経営改善に向けて、次の点に関して意見を付した。

ア 電気事業会計

- ・ 水力発電事業に関して、安定的かつ健全な経営を維持するため、引き続き事業経営の効率化を図るとともに、電力システム改革の動向を注視しながら、水力発電設備のリニューアルなど将来を見据えた事業展開の検討を進め、今後も営業利益の確保に努めること。小水力発電等を含む再生可能エネルギーの普及促進については、国の動向などに留意しながら、これからの活動に取り組む市町村に補助を行うなど関係機関とともに連携して取り組むこと。
- ・ 風力発電事業に関して、安定した電力供給を確保するため、施設の適切な維持管理に取り組むとともに、故障や災害の際には、できる限り運転停止期間の短縮に努めること。

イ 工業用水道事業会計

- ・ 引き続き、経営の効率化や、給水量の拡大に取り組むとともに、南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策について、経営戦略に沿った取組を進める

こと。

ウ 病院事業会計

(ア) 高知県立病院第6期経営健全化計画の推進

○経営の健全化

- ・ 経営の健全化を図るには、医業収益を増加させる必要があり、年間を通じて安定した医療を提供するための医師の確保が最も重要である。引き続き、医師の確保に精力的に取り組むとともに、必要な医師事務作業補助者の継続確保に努めるなど医師の負担軽減にも取り組むこと。併せて、助産師等の医療スタッフの確保や各職種において専門性の向上にも努めること。
- ・ 医業費用の抑制については、引き続き委託費等の抑制、ジェネリック医薬品の継続的使用や値引き交渉、医薬品や診療材料などの在庫数量の適正管理などに取り組むこと。
- ・ 経営幹部会議などで業務改善策の検討や進捗管理を一層徹底し、病院事業全体の経常損益の黒字化を図りながら、地域医療のニーズに応えられる体制作りに努めること。併せて、新型コロナウイルス感染症対策による経営面への影響も考慮しながら、経営の健全化に取り組むこと。
- ・ 第7期経営健全化計画の策定に当たっては、第6期経営健全化計画の成果を踏まえるとともに、今後想定される人口等の変化や求められる医療ニーズに対応した計画の策定に努めること。

○南海トラフ地震対策

- ・ 南海トラフ地震などの大規模災害を想定し、医療機器や電子カルテシステム等各種システムの災害時における機能維持や重症患者の搬送体制の整備など業務継続計画の実効性を確保するとともに、地域の関係機関との合同訓練を行うなど、地域の災害拠点病院としての機能の充実、強化に努めること。

○医療事故の防止

- ・ 医療の安全確保については、引き続き、医療事故の発生防止に努めるとともに、安全・安心に受診できる医療体制の整備に努めること。

(イ) 地域の中核病院としての役割

○あき総合病院

- ・ 高知大学医学部との連携強化等の結果、医師確保の取り組みの成果が見られるが、常勤医師が不足している診療科もあることから、今後も継続して医師の確保に積極的に取り組むこと。
- ・ 安芸地域において良質な医療サービスを提供していくためにも、地域包括ケアシステムの機能の充実・強化を図り、地域の医療機関や介護福祉施設などとの連携を継続するとともに、急性期医療機能の充実など、一層の医療体制の整備に取り組むこと。
- ・ 高知大学医学部との電子カルテの共有及び共同カンファレンスの実施や地

地域の医療機関への診療支援についても継続して取り組むとともに、今後の地域における医療機関の状況や医療ニーズの変化を踏まえ、病棟機能や病床数のあり方について検討を進めること。

○幡多けんみん病院

- ・ 常勤医師の不在診療科の解消に向けて、高知大学医学部への派遣要請など医師確保に取り組んでいるものの、常勤医師の不在が続く診療科や不足している診療科もあることから、引き続き、常勤医師が不在の診療科を中心とした医師確保に取り組むこと。
- ・ 地域医療支援を更に充実させ、高度医療機器の有効活用を図るなど、医療の質的向上に努めながら、今後も引き続き、地域に根差した中核病院としての役割を着実に果たすよう努めること。また、新型コロナウイルス感染症の対応については、医療従事者に過度の負担とならないように配慮しつつ、幡多地域唯一の感染症指定医療機関として適切な医療提供ができる体制の確保に努めること。
- ・ 今後も長期的な展望のもと、地域の人口動向や民間医療機関の診療状況を踏まえつつ、医療ニーズに対応した医療提供体制の検討を進めること。

6 基金運用状況審査

令和元年度における高知県自然保護基金、高知県文化基金及び高知県地域環境保全基金の運用状況について、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、計数は正確であり、運用についても基金設置の条例等に沿って適正に執行されていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、一層の成果を上げるよう意見を付した。

7 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に算定又は作成されていると認められた。

健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も引き続き健全な財政運営に努めるよう意見を付した。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	189.9	400.0	

(注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

イ 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和元年度	経営健全化基準
電気事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	20.0
流通団地及び工業団地造成事業特別会計	—	20.0

(注) 各会計とも、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

8 現金出納検査

会計管理者、土木部長及び公営企業局長が管理する現金について、検査資料及び諸帳簿を毎月末に検査し、金融機関等の預金残高証明書等と照合した結果、令和2年4月末現在、5月末現在、6月末現在、7月末現在における、令和元年度決算に伴う振替処理（決算剰余金の繰越）で移管される流域下水道事業特別会計にかかる収支残額分、令和2年5月末現在、6月末現在、8月末現在、9月末現在、11月末現在、令和3年1月末現在、2月末現在における現金出納状況月締め後の振込み分、令和2年12月末現在における法人県民税及び法人事業税の年末の入金に係るもの、また、地方法人特別税及び特別法人事業税の還付の払出しに係るもの除き、一致していると認められた。

9 参考

(1) 令和2年度監査委員

氏名	区分	就任年月日	備考
今城 誠司	議員（非常勤）	令和2年4月1日	高知県議会議員
西内 隆純	議員（非常勤）	平成2年4月1日	高知県議会議員
奥村 陽子	識見を有する者 （非常勤）	平成30年4月1日	税 理 士
植田 茂	識見を有する者 （常勤、代表監査委員）	平成29年7月7日	元銀行役員

(2) 過去3年間の状況

ア 定期監査

年度・監査 結果 事務区分	平成29年度					平成30年度				令和元年度			
	特別 指摘	指摘	注意	検討	計	強く 改善	改善	検討	計	強く 改善	改善	検討	計
収入事務		3	18		21	9	14		23	4	14		18
支出事務		8	57		65	19	45	1	65	15	51	1	67
契約事務		11	58		69	12	80		92	15	55		70
財産・物品 管理事務			5		5		9		9	1	20		21
サービス管理 事務			13		13	1	10		11	1	31		32
給与・旅費 支給事務			9		9		18		18		18		18
庶務関係 事務			5		5		8		8		14		14
その他の 事務			6		6		4		4		1		1
計		22	171		193	41	188	1	230	36	204	1	241

※平成30年度及び令和元年度における「強く改善を求める事項」及び「改善を求める事項」は、それぞれ平成29年度以前の「特別指摘事項又は指摘事項」及び「注意事項」に相当する。

イ 財政的援助団体等の監査

年度	団体の区分			計	監査結果		
	出資団体	補助金等 交付団体	指定管理者		改善事項	検討事項	意見
29	6	7 (再掲5)	5	18 (再掲5)	0	0	0
30	10	5 (再掲1)	5 (再掲3)	20 (再掲4)	0	0	0
元	11	5 (再掲3)	8 (再掲5)	24 (再掲8)	0	0	0

(注) 補助金等交付団体、指定管理者及び計には、再掲団体を含んでいる。

ウ 行政監査

年度	監査のテーマ	監査対象機関
29	平成28年度行政監査「自動体外式除動器(AED)の管理等について」の結果の措置状況の確認について	平成28年度にAEDの管理について監査を実施した99機関のうち、日常管理及び周知について取組が十分でない事項のあった86機関及び健康政策部
30	郵便切手類の管理について	定期監査の対象である本庁111機関及び出先機関(県立学校及び警察署を含む)127機関の計238機関
元	試験研究機関における試験研究機器の利活用状況について	試験研究機関11機関